

返戻金制度の内容

株式会社 BTM

記

求職者が入社した後、適正な手続きに基づき求職者を懲戒解雇した場合又は求職者が自己都合を理由に退職（死亡、病気等の求職者の責に帰することのできない事由に基づく退職を除く。）した場合、各事由が生じた時点に応じて以下の基準に基づき当社は報酬の一部を返還します。

- ① 入社日から 30 日以内 ： 手数料の 80%に相当する額
- ② 入社日から 90 日以内 ： 手数料の 50%に相当する額

以上